

名張市における空き家対策について

平成24年 4月	昭和62年3月に制定した「名張市あき地の雑草等の除去に関する条例」を参考として「名張市空家等の適正管理に関する条例」を制定し、生活環境部において条例による空き家の適正管理に関する対応を始める。
平成26年 8月 ～平成28年2月	不動産事業者等による民間団体「名張中古住宅流通促進協議会」が設立され、国土交通省の住宅団地型既存住宅流通促進モデル事業が実施される。
平成26年11月	「空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）」が制定されたことに伴い、空き家の活用促進等も含めた総合的な空き家対策に関する条例の検討を始める。
平成27年 4月	県外からの移住者に対する中古住宅のリノベーション費用を補助する「空き家リノベーション支援事業」を開始。（三重県の補助金を活用）
平成27年 9月	法が完全施行されたことを契機に、「名張市空家等の適正管理に関する条例」を廃止し、新たに適正管理だけでなく活用促進等も含めた総合的な空き家対策に関する条例として「名張市空家等対策の推進に関する条例」を制定。 このことにより、以降は特定空家等に対しては法により対応し、特定空家等ではないが管理不全状態の空き家に対しては名張市空家等対策の推進に関する条例により対応することとなる。同条例には、緊急安全措置や軽微な措置についても定めた。
平成27年11月	法に基づく「空家等対策推進協議会」を設置。
平成27年12月 ～平成28年3月	空き家の実態調査を実施。（地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金〔地方創生先行型〕上乗せ交付金を活用）
平成28年 3月	空家所有者に対する意向調査を実施。（地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金〔地方創生先行型〕上乗せ交付金を活用）
平成28年 3月	空き家に対する市の取り組むべき対策の方向性を示すため、空家等対策推進協議会で協議を行い、「名張市空家等対策計画」を策定。
平成28年 4月	空き家対策に関する部署を都市整備部に窓口を一本化。（従前は適正管理を生活環境部、活用促進は都市整備部が担当）
平成28年 6月	「名張市空き家バンク」を開設。
平成28年 6月	市外から移住してきた子育て世帯に対する中古住宅のリノベーション費用を補助する「子育て世帯に対する中古住宅等リノベーション支援事業」を開始。（市の独自事業）